

○松山市高齢クラブ等運営助成補助金交付要綱

平成4年3月31日

要綱第14号

改正 平成18年3月31日要綱第41号

平成22年3月8日要綱第4号

令和5年2月21日要綱第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松山市補助金等交付規則（昭和44年規則第6号）第2条に定める補助事業等のうち、高齢クラブ等の健全な育成を図るため、補助金の交付について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「高齢クラブ」とは、次に掲げる要件のすべてに該当する団体をいう。

- (1) 会員の年齢が60歳以上であること。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、若干人の60歳未満の会員の加入を認めている場合は、この限りでない。
- (2) 結成当初の会員数が30人以上であること。ただし、地理的な条件等の理由により所定の会員を得ることが困難であると市長が特に必要と認めたクラブについては、この限りでない。
- (3) 会員は、クラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域内に居住する者であること。ただし、特定の活動を行うために当該小地域を超えて組織化する場合は、この限りでない。
- (4) 運営が会員により民主的に行われており、会員の互選により選出された代表者が置かれていること。
- (5) 会則を定めていること。

2 この要綱において「地区高齢クラブ連合会」とは、地区内において、複数の高齢クラブで構成する団体をいう。

3 この要綱において「クラブ活動」とは、社会奉仕活動、老人教養講座開催事業、健康増進事業等高齢者の福祉に資する活動をいう。

(補助の対象)

第3条 補助金は、毎年度4月1日現在結成されている高齢クラブ又は地区高齢クラブ連

合会（以下「高齢クラブ等」という。）であって、松山市高齢クラブ連合会を構成するものに対し、交付する。

（補助対象事業等）

第4条 補助金を交付する補助対象事業及び交付基準は、次のとおりとする。

補助対象事業	交付基準額
高齢クラブ運営事業	補助金の額は、次に掲げる高齢クラブの会員数に応じた金額とする。 (1) 会員数が30人未満のクラブ 年額 36,000円 (2) 会員数が30人以上50人未満のクラブ 年額 48,000円 (3) 会員数が50人以上70人未満のクラブ 年額 60,000円 (4) 会員数が70人以上100人未満のクラブ 年額 72,000円 (5) 会員数が100人以上のクラブ 年額 84,000円
地区高齢クラブ連合会活動事業	補助金の額は、5,000円を地区連合会加入のクラブ数に乗じて得た金額に、地区割額50,000円を加えた金額とする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする高齢クラブ等の代表者は、松山市高齢クラブ運営助成補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

（交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、これを審査し補助金等を交付するかどうかの決定をするものとする。

（決定の通知）

第7条 市長は、補助金等の交付の決定をしたときは、その決定の内容およびこれに指示または条件を付した場合にはその指示または条件を申請者に補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、当該年度終了後、松山市高齢クラブ運営助成補助金実績報告書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書(第5号様式)

(2) 収支決算書(第6号様式)

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) この要綱及び補助金の交付の条件に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 交付を受けた補助金を他の目的に使用したとき。

(報告)

第10条 補助金の交付を受けた高齢クラブ等の代表者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(1) 高齢クラブ等の規則(会則)に変更があったとき。

(2) 高齢クラブ等の代表者に変更があったとき。

(3) 高齢クラブ等の名称を変更したとき。

(4) 高齢クラブ等を解散したとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日要綱第41号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成22年3月8日要綱第4号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。